

岩手県告示第 213 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

平成 21 年 3 月 13 日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 世田米矢作線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
陸前高田市矢作町字馬越 133 番 20 地先内	新	m 20.8～12.9	m 39.0
	旧	16.6～12.2	39.0
陸前高田市矢作町字馬越 133 番 9 地先から 133 番 20 地先 まで	新	20.2～10.3	45.0
	旧	14.7～6.5	45.0

- 4 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

- (1) 場所 大船渡地方振興局土木部
- (2) 期間 平成 21 年 3 月 13 日から同年 4 月 13 日まで